

令和6年2月21日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

高知県議会議会運営委員会委員長 西 内 隆 純

印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

令和5年12月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
6. 1. 31	(1) 災害義援金について (2) その他	
6. 2. 15	(1) 2月定例会の日程及び運営について (2) 次期常任委員及び議会運営委員について (3) 議会予算について (4) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意見書に関する結果について
(令和5年12月定例会における議決に関するもの)

1 政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書

自由民主党の派閥が、政治資金パーティーの収入の一部を政治資金収支報告書に記載していなかった問題では、本年1月7日に政治資金規正法違反容疑で現職の国会議員が逮捕されたのをはじめ、派閥の会計責任者や議員秘書などの関係者も合わせ、これまでに計10人が立件された。

このほかにも政治資金収支報告書の不記載により金額を訂正するに至った議員も多数おり、現在開会中の国会においても、資金の使途やこれまでの経緯などを巡って議論が交わされている。

2 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

国では、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、看護補助者、介護職員及び障害福祉職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から5月までの間を対象とした収入を引き上げるための事業を令和5年度補正予算で計上している。なお、令和6年度以降の処遇改善の実施については、それぞれの報酬改定により手当てされる見込みである。

「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の令和6年度以降の実施については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて検討するとの方針が示されている。

公営住宅の空き家の「地域対応活用」について、国は、公営住宅管理団体を対象とした研修会などの機会を通じて様々な活用事例を紹介することにより、公営住宅の地域対応活用の促進を図っているところであるが、現時点では介護事業所等に対して特化した新たな取組はされていない。

3 認知症との共生社会の実現を求める意見書

共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、本年1月1日に施行され、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令及び認知症施策推進本部令並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行規則が、法の施行期日と同日から施行されている。

法の円滑な施行については、法に基づき、認知症施策推進本部や認知症施策推進関係者会議が設置され、認知症施策推進基本計画の策定に向けた検討が今後行われる予定である。

地方自治体への支援については、多くの自治体で実効性のある認知症施策推進

計画が策定されるよう、地域住民に対する認知症基本法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等を図るとともに、あらゆる年齢の認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で、計画策定の準備を進めることができるよう、計画策定支援事業として国の令和5年度補正予算において6.3億円が計上されている。

身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築については、国の成年後見制度利用促進専門家会議で、総合的な権利擁護支援策の検討ワーキンググループが開かれ検討されている。また、住まいについては、国土交通省、厚生労働省及び法務省の3省合同で設置した有識者検討会（住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会）で、今後の居住支援機能等の在り方について検討されている。

地方自治体の組織体制の強化、認知症の人の働きたいというニーズをかなえる労働環境の整備、認知症の方を抱える御家族への支援体制の拡充、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備については、現時点で国における新たな動きは確認されていない。

4 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

国では、食品の寄附等を促進するための法的措置やフードバンク団体の体制強化、賞味期限の在り方の検討を含む食品ロス削減目標達成に向け、令和5年12月22日に8省庁連名で「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」が取りまとめられている。これら一連の施策を令和6年度にかけて実行に移しながら、関係団体等の意見を聴いてさらに検討を深め、令和6年度末に予定している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の見直しに反映させ、令和12年度（2030年度）までの食品ロス削減目標の着実な達成を期することとしている。

また、令和6年度予算案では、消費者庁、農林水産省などにおいて、施策パッケージに沿った食品ロス削減に向けた取組等に関する経費が計上されている。

なお、コミュニティフリッジに関しては、現時点での国の具体的な動きはない。

5 森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書

国の令和6年度当初予算（令和5年12月22日概算決定）及び令和5年度補正予算において、花粉発生源対策として杉人工林の伐採・植え替え等の推進、豪雨・台風等による被害を受けた森林・奥地水源林及び重要インフラ施設周辺の森林等の公的主体による復旧・整備の推進、防災上重要となる幹線林道の開設・改良や林道施設の老朽化対策のため、森林整備事業として1,731億円が計上されている。また、多様化する災害に対応した治山対策の推進、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の強化のため、治山事業として892億円が計上されている。

森林・林業担い手育成総合対策としては、50億円が計上されている。また、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」のうち林業・木材産業循環成長対策として、木材加工流通施設の整備、高性能林業機械の導入、路網の整備・機能強化等の支援に190億円が計上されるとともに、林業デジタル・イノベーション総合対策として、森林資源情報のデジタル化等の支援に6億円が計上されている。

「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」のうち建築用木材供給・利用強化対策及び林業・木材産業循環成長対策として、都市の木造化等促進、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた建築物への利用環境整備による安定需要拡大、木質バイオマス利用促進施設の整備等への支援に要する経費が計上されている。

森林環境譲与税については、令和5年12月22日に令和6年度税制改正の大綱が閣議決定され、その中で「森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする」こととなっている。本年2月6日、地方税法等の一部を改正する法律案が第213回国会（常会）に提出され、譲与基準の見直しの審議が行われている。

6 持続可能な社会保障制度の確立に向けた適切な財源確保を求める意見書

令和6年度診療報酬改定については、本年1月12日に厚生労働大臣から中央社会保険医療協議会に対し、昨年末の予算編成過程で決定された改定率（診療報酬0.88%増（国費800億円程度）、薬価等1.00%減（国費1,200億円程度））と、社会保障審議会医療保険部会・医療部会において策定された「令和6年度診療報酬改定の基本方針」に基づいて診療報酬点数の改定案を作成するよう諮問が行われている。これを受けて、同協議会では、令和6年度診療報酬改定に向けて、これまでに行われた議論を踏まえ、「令和6年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理」を取りまとめ、これを基に具体的な議論を行っていくこととされている。

令和6年度介護報酬改定については、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、令和6年1月22日付で「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」や「制度の安定性・持続可能性の確保」などを基本的な視点として、1.59%増（国費432億円）の介護報酬改定が実施されるよう答申が出されている。この中では、令和6年6月施行として介護職員の処遇改善の加算率の引上げのほか、同年8月施行として特別養護老人ホームなどの施設系サービスや短期入所系サービスについて、居住費の引上げなどを行うこととされている。

7 政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書

自由民主党の派閥主催の政治資金パーティーに関し、収入の一部が政治資金収

支報告書に不記載であった事案を受け、現在開会中の国会では、政治資金規正法の改正を含め、再発防止に向けた制度改革の議論が行われている。岸田総理大臣は国会答弁において、「今国会で政治資金規正法をはじめとする法改正を実現していく」旨の意向を表明している。

高知県議会議長 弘田 兼一 様

高知県知事 濱田 省司

印

議案の提出について

令和 6 年 2 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 6 年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和 6 年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和 6 年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和 6 年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和 6 年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和 6 年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和 6 年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和 6 年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和 6 年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 6 年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和 6 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 令和 6 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 令和 6 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和 6 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和 6 年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和 6 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和 6 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和 6 年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和 6 年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和 6 年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和 6 年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和 6 年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和 5 年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和 5 年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算

- 第 26 号 令和 5 年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和 5 年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和 5 年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和 5 年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30 号 令和 5 年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31 号 令和 5 年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 32 号 令和 5 年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 33 号 令和 5 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 34 号 令和 5 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 35 号 令和 5 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 36 号 令和 5 年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 37 号 令和 5 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
- 第 38 号 令和 5 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 39 号 令和 5 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第 40 号 令和 5 年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 41 号 令和 5 年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 42 号 障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案
- 第 43 号 高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 44 号 こうち奨学金返還支援基金条例議案
- 第 45 号 高知県公立学校情報機器整備基金条例議案
- 第 46 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 47 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 48 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 49 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 50 号 高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案
- 第 51 号 高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
- 第 52 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 53 号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 54 号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 55 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 56 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 57 号 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 58 号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 59 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

- 第 60 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 61 号 高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 62 号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 67 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案
- 第 75 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 76 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 77 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 78 号 行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 79 号 権利の放棄に関する議案
- 第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 85 号 一級河川の指定に関する議案

5 高人職第391号
令和6年2月21日

高知県議会議長 弘田 兼一 様

高知県人事委員会委員長 門田 純一

印

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について（回答）

令和6年2月21日付け5高議議第391号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、法律の改正に伴うもの等であり、適当であると判断します。

記

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 第 47 号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第 49 号 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案 |

5 高 監 査 134 号
令和 6 年 2 月 21 日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

高知県監査委員	加 藤	漠
同	田 中	徹
同	奥 村	陽 子
同	五百藏	誠 一

印

地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づく意見について（回答）

令和 6 年 2 月 21 日付け 5 高議議第 392 号で意見を求められました下記の条例
議案については、異議はありません。

記

第 48 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例
の一部を改正する条例議案（知事等の損害賠償責任の一部免責に
関する条例の一部改正に係る部分に限る。）

議 案 付 託 表

(総務委員会)

事件の番号	件 名	備 考
第 1 号	令和 6 年度高知県一般会計予算（総務委員会が所管する部分。）	
第 2 号	令和 6 年度高知県収入証紙等管理特別会計予算	
第 3 号	令和 6 年度高知県給与等集中管理特別会計予算	
第 4 号	令和 6 年度高知県旅費集中管理特別会計予算	
第 5 号	令和 6 年度高知県用品等調達特別会計予算	
第 6 号	令和 6 年度高知県会計事務集中管理特別会計予算	
第 7 号	令和 6 年度高知県債管理特別会計予算	
第 19 号	令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算	
第 24 号	令和 5 年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）	
第 25 号	令和 5 年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算	
第 26 号	令和 5 年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算	
第 27 号	令和 5 年度高知県用品等調達特別会計補正予算	
第 28 号	令和 5 年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算	
第 29 号	令和 5 年度高知県債管理特別会計補正予算	
第 39 号	令和 5 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案	
第 46 号	高知県設置条例の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）	
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案	
第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案	

第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 72 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 73 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 74 号	高知県立高校通学支授奨学金貸与条例を廃止する条例議案		
第 76 号	公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案		
第 77 号	公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案		
第 78 号	行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案		
第 84 号	包括外部監査契約の締結に関する議案		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 6 年度高知県一般会計予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 9 号	令和 6 年度高知県国民健康保険事業特別会計予算		
第 10 号	令和 6 年度高知県災害救助基金特別会計予算		
第 11 号	令和 6 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		
第 21 号	令和 6 年度高知県電気事業会計予算		
第 22 号	令和 6 年度高知県工業用水道事業会計予算		
第 23 号	令和 6 年度高知県病院事業会計予算		
第 24 号	令和 5 年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 31 号	令和 5 年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算		
第 32 号	令和 5 年度高知県災害救助基金特別会計補正予算		
第 33 号	令和 5 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算		
第 41 号	令和 5 年度高知県病院事業会計補正予算		
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案		
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案		
第 46 号	高知県設置条例の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案		
第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案		
第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		

第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 60 号	高知県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 61 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 62 号	高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例議案		
第 63 号	高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案		
第 75 号	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案		

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 6 年度高知県一般会計予算 (商工農林水産委員会が所管する部分。)		
第 8 号	令和 6 年度高知県土地取得事業特別会計予算 (商工農林水産委員会が所管する部分。)		
第 12 号	令和 6 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算		
第 13 号	令和 6 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算		
第 14 号	令和 6 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算		
第 15 号	令和 6 年度高知県営林事業特別会計予算		
第 16 号	令和 6 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算		
第 17 号	令和 6 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算		
第 24 号	令和 5 年度高知県一般会計補正予算 (商工農林水産委員会が所管する部分。)		
第 34 号	令和 5 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算		
第 35 号	令和 5 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算		
第 36 号	令和 5 年度高知県営林事業特別会計補正予算		
第 37 号	令和 5 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案		
第 64 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 65 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案		
第 66 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 67 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案		
第 68 号	高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 80 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		
第 81 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 6 年度高知県一般会計予算 (産業振興土木委員会が所管する部分。)		
第 8 号	令和 6 年度高知県土地取得事業特別会計予算 (産業振興土木委員会が所管する部分。)		
第 18 号	令和 6 年度高知県港湾整備事業特別会計予算		
第 20 号	令和 6 年度高知県流域下水道事業会計予算		
第 24 号	令和 5 年度高知県一般会計補正予算 (産業振興土木委員会が所管する部分。)		
第 30 号	令和 5 年度高知県土地取得事業特別会計補正予算		
第 38 号	令和 5 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算		
第 40 号	令和 5 年度高知県流域下水道事業会計補正予算		
第 69 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 70 号	高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 71 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案		
第 79 号	権利の放棄に関する議案		
第 82 号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		
第 83 号	県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案		
第 85 号	一級河川の指定に関する議案		

5 高政企第 332 号
令和 6 年 3 月 21 日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

高知県知事 濱 田 省 司

印

議案の追加提出について

令和 6 年 2 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

- 第 86 号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 87 号 高知県監査委員の選任についての同意議案

議発第1号

条例議案の提出について

令和6年2月高知県議会定例会に、「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月21日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

提出者	高知県議会議員	西 内 隆 純
	同	大 石 宗
	同	槇 尾 絢 子
	同	金 岡 佳 時
	同	土 居 央
	同	三 石 文 隆
	同	西 森 雅 和
	同	田 所 裕 介
	同	岡 田 芳 秀
	同	中 根 佐 知

別 紙

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例議案

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例を次のように定める。

令和6年3月21日提出

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した高知県議会（以下「議会」という。）の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づき制定するものをいい、高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）を除く。）及び議会又は議会の議長（以下「議長」という。）が定める規程（議長が別に定める規程を除く。）をいう。
- (2) 議会等 議会、議長、議会の議員（第4条第3項において「議員」という。）又は議会の事務局の職員であって条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会等に対して行われる通知をいう。

- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において高知県収入証紙による収入の方法をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて議長が定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當であると認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項

の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(議員に対する処分通知等であって議長が定めるものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當であると認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録され

ている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの 第3条から前条までの規定

- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第3条及び第4条の規定

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第5条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であって当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しな

い。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議発第2号

規則議案の提出について

令和6年2月高知県議会定例会に、「高知県議会会議規則の一部を改正する規則」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月21日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

提出者	高知県議会議員	西 内 隆 純
	同	大 石 宗
	同	槇 尾 絢 子
	同	金 岡 佳 時
	同	土 居 央
	同	三 石 文 隆
	同	西 森 雅 和
	同	田 所 裕 介
	同	岡 田 芳 秀
	同	中 根 佐 知

別 紙

高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案

高知県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月21日提出

高知県議会会議規則の一部を改正する規則

高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

目次中「第104条」を「第104条の2」に、「第127条」を「第127条―第129条」に改める。

第9条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、開議時刻を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、開議時刻を変更することができる。

第31条に次の1項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第12章中第104条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第104条の2 法第127条第3項において準用する法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第106条中「外とう、襟巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要があると認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第18章中第127条を第129条とし、同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第127条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）によ

り行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第41条第3項、第88条第1項、第89条第1項及び第122条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當であると認められる部分がある場合として議長が定める場合に

は、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第128条 この規則の規定（第28条第1項（第83条において準用する場合を含む。）の規定を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定に基づき電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議発第3号

条例議案の提出について

令和6年2月高知県議会定例会に、「高知県議会委員会条例の一部を改正する条例」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月21日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

提出者	高知県議会議員	西 内 隆 純
	同	大 石 宗
	同	槇 尾 絢 子
	同	金 岡 佳 時
	同	土 居 央
	同	三 石 文 隆
	同	西 森 雅 和
	同	田 所 裕 介
	同	岡 田 芳 秀
	同	中 根 佐 知

別 紙

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月21日提出

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例

高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条を次のように改める。

（委員会の公開の原則）

第16条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

第17条 削除

第20条に次の1項を加える。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議発第4号

意見書議案の提出について

令和6年2月高知県議会定例会に「若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月21日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

提出者	高知県議会議員	金 岡 佳 時
	同	上 田 貢 太 郎
	同	桑 鶴 太 朗
	同	依 光 美 代 子
	同	西 森 美 和
	同	樋 口 秀 洋
	同	岡 田 竜 平
	同	細 木 良

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、2021年調査では、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は「約60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、乱用の発見が遅れることもあると同時に、オーバードーズによる健康被害は深刻化することも多くある。

よって、国におかれては、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組を実施されるよう求める。

- 1 現在、乱用等のおそれがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子供（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
- 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 乱用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるた

め、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 弘 田 兼 一

厚生労働大臣 }
孤独・孤立対策担当大臣 } 様

議発第5号

意見書議案の提出について

令和6年2月高知県議会定例会に「訪問介護事業所への支援を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月21日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

提出者	高知県議会議員	金 岡 佳 時
	同	上 田 貢太郎
	同	桑 鶴 太 朗
	同	依 光 美代子
	同	西 森 美 和
	同	樋 口 秀 洋
	同	岡 田 竜 平
	同	細 木 良

訪問介護事業所への支援を求める意見書

厚生労働省が決定した2024年度の介護報酬改定により、訪問介護事業所の来年度以降の経営はさらに厳しくなると事業者より声が上がり、支援が望まれている。2024年度の介護報酬は介護サービス全体で1.59%のプラス改定、うち0.98%は介護職員の賃上げだが、訪問介護サービスの基本報酬は2%以上の引下げとなった。基本報酬の引下げとなった背景として、介護事業経営実態調査にて訪問介護は全国的に他の介護サービスより経営が安定しているという結果が出たことがある。しかし、地方の訪問介護の現実、市街地から遠方で暮らす被介護者の介護サービスの提供もあり、効率的な経営は難しく経営実態は調査結果とかけ離れている。既に、一般社団法人全国介護事業者連盟高知県支部によると人員不足と従事者の高齢化、物価高騰などにより、閉鎖や倒産する事業所が増加傾向にあるという。

そのため、今回の引下げにより、訪問介護サービスが受けられない地域が広がりかねず、国民誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムの実現を目指していく国の方針に乖離するものと懸念する。そういうことにならないためにも、地方における訪問介護事業者の経営安定は地域社会に必要不可欠だと考える。

よって、国におかれては、訪問介護事業所による安定した介護サービスの維持、確保を図るため、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望する。

- 1 この度の訪問介護基本報酬引下げの地方における影響を慎重に見極め、必要に応じて事業継続への支援を行うこと。
- 2 都市部と地方部での経営実態の違いを踏まえて、介護事業経営調査の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 弘 田 兼 一

財 務 大 臣 }
厚 生 労 働 大 臣 } 様

議発第6号

意見書議案の提出について

令和6年2月高知県議会定例会に「JR四国のローカル線維持・確保を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月21日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

提出者	高知県議会議員	上 治 堂 司
	同	横 山 文 人
	同	榎 尾 絢 子
	同	久 保 博 道
	同	加 藤 漠
	同	畠 中 拓 馬
	同	西 森 雅 和
	同	田 所 裕 介
	同	塚 地 佐 智

J R 四国のローカル線維持・確保を求める意見書

主に J R 各社が担う全国的な鉄道ネットワークは、国土強靱化や地方創生、国土の均衡ある発展等の観点から必要であり、鉄道事業法第 1 条にも「鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進する」とあるように、全国で公平に安定して確保されるべきユニバーサルサービスの一つとしても重要な役割を担っていることから、国民にとって不可欠で重要な社会インフラとして、国において明確に位置づけ、維持を図るべきである。

こうした中、J R 四国等のローカル線については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、国が再構築協議会を設置する制度が始まり、新たな支援制度が創設されるといった動きは見られるが、地方自治体の財政負担による路線の維持・確保には限界がある。また、J R 各社の事業構造等を踏まえた全国的な鉄道ネットワークの方向性の議論がなく、大量輸送の観点のみで議論が進むことは、利用の少ない路線のみが存廃の対象となり、鉄道事業者から地方自治体への負担転嫁の流れが加速することとなる。

本県では、予土線が「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」において、再構築協議会の対象として優先される区間とされているが、予土線は四国の鉄道ネットワークの一部を担い、日常生活の移動や県内外からの誘客、災害発生時の輸送手段として極めて重要な路線であることから、国の交通政策の根幹として適切に維持されるべきである。

よって、国におかれては、J R ローカル線の維持・確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国鉄改革後の人口減少や金利低下等の情勢変化を踏まえ、まずは、国が進めた国鉄の分割民営化が地方に与えた影響や妥当性等を検証すること。
- 2 その上で、J R 各社の経営状況、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえ、単なるローカル線の存廃ではなく、国の交通政策の根幹となる全国的な鉄道ネットワークの在り方について、国の責任で議論し、方向性を示すこと。
- 3 J R 四国に対する経営支援策のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 弘 田 兼 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

} 様

議発第7号

意見書議案の提出について

令和6年2月高知県議会定例会に「食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国内農業の基盤強化を図ることを求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月21日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

提出者	高知県議会議員	塚 地 佐 智
	同	は た 愛
	同	細 木 良
	同	岡 田 芳 秀
	同	岡 本 和 也
	同	中 根 佐 知
	同	岡 田 竜 平
	同	田 所 裕 介
	同	橋 本 敏 男
	同	坂 本 茂 雄

食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国内農業の基盤
強化を図ることを求める意見書

政府は、「農政の憲法」とされる食料・農業・農村基本法改正案を閣議決定し、国会へ提出、第213回国会中の成立を目指している。

1999年の制定から四半世紀を経て初の改正となるが、この間、食料自給率は低迷を続け、2022年度は38%（カロリーベース）と厳しい状況が続いており、農業の担い手不足も深刻化している。基本法の改正を機に、農政の抜本的転換が求められる。

改正案では、食料安全保障を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義し、基本理念に位置づけるとされている。しかし、一方では、「輸入及び備蓄とを適切に組み合わせ（る）」としていた現行法から「安定的な輸入及び備蓄の確保を図る」と輸入の位置づけを強化している。気候危機等の長期的影響を考慮すれば、安定的な食料供給を確保するためには、国内農業の生産基盤を強化し、自給率を上げていくことが何よりも必要である。

よって、国におかれては、食料・農業・農村基本法の改正に当たり、小規模・家族農業を含めた多様な農業の担い手を育成し、自給率を向上させるため、国内農業の基盤強化を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 弘 田 兼 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

} 様

常任委員指名案

(議席順、敬称略)

総務委員会	危機管理文化厚生委員会	商工農林水産委員会	産業振興土木委員会
上田 貢太郎	桑鶴 太朗	竹内 健造	戸田 宗崇
金岡 佳時	土居 央	榎尾 絢子	上治 堂司
下村 勝幸	西内 隆純	久保 博道	土森 正一
横山 文人	弘田 兼一	今城 誠司	田中 徹
三石 文隆	畠中 拓馬	加藤 漠	明神 健夫
大石 宗	西森 雅和	武石 利彦	依光 美代子
西森 美和	坂本 茂雄	寺内 憲資	樋口 秀洋
田所 裕介	岡本 和也	岡田 竜平	橋本 敏男
細木 良	塚地 佐智	はた 愛	中根 佐知
岡田 芳秀			

議 会 運 営 委 員 指 名 案

(議席順、敬称略)

桑 鶴 太 朗

久 保 博 道

今 城 誠 司

明 神 健 夫

三 石 文 隆

島 中 拓 馬

西 森 雅 和

田 所 裕 介

岡 田 芳 秀

中 根 佐 知

令和6年3月21日

高知県議会議長 弘 田 兼 一 様

高知県議会 総務委員会委員長 明 神 健 夫 

同 危機管理文化厚生委員会委員長 金 岡 佳 時 

同 商工農林水産委員会委員長 下 村 勝 幸 

同 産業振興土木委員会委員長 上 治 堂 司 

同 議会運営委員会委員長 西 内 隆 純 

継 続 審 査 調 査 の 申 出 書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

総 務 委 員 会

- 1 県行政の企画調整に関すること。
- 2 県の総合開発に関すること。
- 3 広報に関すること。
- 4 行財政運営に関すること。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関すること。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。
- 7 情報化の推進に関すること。
- 8 県の財産に関すること。
- 9 学校教育及び社会教育に関すること。
- 10 公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 11 出納に関すること。

危機管理文化厚生委員会

- 1 防災その他危機管理に関すること。
- 2 健康及び保健衛生に関すること。
- 3 社会福祉に関すること。
- 4 社会保障に関すること。
- 5 文化振興に関すること。
- 6 国際交流に関すること。
- 7 文化財の保護に関すること。
- 8 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関すること。
- 9 公立大学法人及び私立学校に関すること。
- 10 人権に関すること。
- 11 スポーツ振興に関すること。
- 12 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 13 病院事業の運営に関すること。

商工農林水産委員会

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 科学技術の振興に関すること。
- 6 農業に関すること。
- 7 森林及び林業に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 環境衛生に関すること。
- 10 公害の防止に関すること。
- 11 海洋及び水産業に関すること。
- 12 主要食糧の需給調整に関すること。

産業振興土木委員会

- 1 産業振興計画に関すること。
- 2 統計に関すること。
- 3 地域振興に関すること。
- 4 公共交通に関すること。
- 5 観光に関すること。
- 6 道路及び河川に関すること。
- 7 都市計画に関すること。
- 8 住宅及び建築に関すること。
- 9 港湾その他土木に関すること。

議会運営委員会

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。

委員会審査結果一覧表

議案関係

議案関係	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
第1号	令和6年度高知県一般会計予算		総務管理文化厚生委員会 商工農林水産委員会 産業振興土木委員会	原案可決 " " "	賛成多数 " " "
第2号	令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算		総務委員会	原案可決	全会一致
第3号	令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算		総務委員会	"	"
第4号	令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算		総務委員会	"	"
第5号	令和6年度高知県用品等調達特別会計予算		総務委員会	"	"
第6号	令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算		総務委員会	"	"
第7号	令和6年度高知県県債管理特別会計予算		総務委員会	"	"
第8号	令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算		商工農林水産委員会 産業振興土木委員会	"	"
第10号	令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算		危機管理文化厚生委員会	"	"
第11号	令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		危機管理文化厚生委員会	"	"
第12号	令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算		商工農林水産委員会	"	"
第13号	令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算		商工農林水産委員会	"	"
第14号	令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算		商工農林水産委員会	"	"
第15号	令和6年度高知県県営林事業特別会計予算		商工農林水産委員会	"	"
第16号	令和6年度高知県森林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算		商工農林水産委員会	"	"
第17号	令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算		商工農林水産委員会	"	"
第18号	令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算		産業振興土木委員会	"	"
第19号	令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算		総務委員会	"	"
第20号	令和6年度高知県流域下水道事業会計予算		産業振興土木委員会	"	"
第21号	令和6年度高知県電気事業会計予算		危機管理文化厚生委員会	"	"
第22号	令和6年度高知県工業用水道事業会計予算		危機管理文化厚生委員会	"	"
第23号	令和6年度高知県病院事業会計予算		危機管理文化厚生委員会	"	"

第	号	令和5年度高知県一般会計補正予算	総務委員会	原案可決	全会一致
第24	号	令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第25	号	令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第26	号	令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第27	号	令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第28	号	令和5年度高知県債管理特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第29	号	令和5年度高知県土地取得事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第30	号	令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第31	号	令和5年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第32	号	令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第33	号	令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第34	号	令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第35	号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第36	号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第37	号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第38	号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第39	号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第40	号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第41	号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第42	号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例 議案	総務委員会	〃	〃
第43	号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	総務委員会	〃	〃
第44	号	こうち奨学金返還支援基金条例議案	総務委員会	〃	〃
第45	号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案	総務委員会	〃	〃
第47	号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第48	号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃

第	号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	原案可決	全会一致
第49号	号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第50号	号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第51号	号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第52号	号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第53号	号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第54号	号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第55号	号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第56号	号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第57号	号	高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第58号	号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第59号	号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人 員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議 案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第60号	号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第61号	号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一 部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第62号	号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第63号	号	高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第64号	号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第65号	号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一 部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第66号	号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第67号	号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃

第	号	高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	原案可決	全会一致
第	68	高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第	69	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第	70	高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第	71	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第	72	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第	73	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第	74	高知県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案	総務委員会	〃	〃
第	75	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第	76	公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案	総務委員会	〃	〃
第	77	公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案	総務委員会	〃	〃
第	78	行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案	総務委員会	〃	〃
第	79	権利の放棄に関する議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第	80	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	81	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	82	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第	83	県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に 関する議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第	84	包括外部監査契約の締結に関する議案	総務委員会	〃	〃
第	85	一級河川の指定に関する議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第	9	令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算	危機管理文化厚生委員会	原案可決	賛成多数
第	46	高知県設置条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	原案可決	賛成多数
			危機管理文化厚生委員会	〃	〃

令和6年2月高知県議会定例会議決一覧表

議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第1号	令和6年度高知県一般会計予算	原案可決	6.3.21
第2号	令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算	〃	〃
第3号	令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算	〃	〃
第4号	令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算	〃	〃
第5号	令和6年度高知県用品等調達特別会計予算	〃	〃
第6号	令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算	〃	〃
第7号	令和6年度高知県県債管理特別会計予算	〃	〃
第8号	令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算	〃	〃
第9号	令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃
第10号	令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算	〃	〃
第11号	令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃	〃
第12号	令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第13号	令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算	〃	〃
第14号	令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第15号	令和6年度高知県県営林事業特別会計予算	〃	〃
第16号	令和6年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第17号	令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第18号	令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算	〃	〃
第19号	令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算	〃	〃
第20号	令和6年度高知県流域下水道事業会計予算	〃	〃
第21号	令和6年度高知県電気事業会計予算	〃	〃
第22号	令和6年度高知県工業用水道事業会計予算	〃	〃
第23号	令和6年度高知県病院事業会計予算	〃	〃
第24号	令和5年度高知県一般会計補正予算	〃	〃
第25号	令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算	〃	〃
第26号	令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算	〃	〃
第27号	令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 28 号	令和 5 年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算	原案可決	6. 3. 21
第 29 号	令和 5 年度高知県県債管理特別会計補正予算	〃	〃
第 30 号	令和 5 年度高知県土地取得事業特別会計補正予算	〃	〃
第 31 号	令和 5 年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算	〃	〃
第 32 号	令和 5 年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	〃	〃
第 33 号	令和 5 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	〃	〃
第 34 号	令和 5 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 35 号	令和 5 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 36 号	令和 5 年度高知県県営林事業特別会計補正予算	〃	〃
第 37 号	令和 5 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 38 号	令和 5 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	〃	〃
第 39 号	令和 5 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	〃	〃
第 40 号	令和 5 年度高知県流域下水道事業会計補正予算	〃	〃
第 41 号	令和 5 年度高知県病院事業会計補正予算	〃	〃
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案	〃	〃
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	〃	〃
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案	〃	〃
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案	〃	〃
第 46 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	原案可決	6.3.21
第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 60 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 61 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 62 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 63 号	高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 64 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 65 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 66 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 67 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 68 号	高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 69 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 70 号	高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 71 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 72 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 73 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 74 号	高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案	〃	〃
第 75 号	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案	〃	〃
第 76 号	公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案	〃	〃
第 77 号	公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案	〃	〃
第 78 号	行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案	〃	〃
第 79 号	権利の放棄に関する議案	〃	〃
第 80 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第 81 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第 82 号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 83 号	県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案	原案可決	6.3.21
第 84 号	包括外部監査契約の締結に関する議案	〃	〃
第 85 号	一級河川の指定に関する議案	〃	〃
第 86 号	高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案	同 意	〃
第 87 号	高知県監査委員の選任についての同意議案	〃	〃
議 発 第 1 号	情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例議案	原案可決	〃
議 発 第 2 号	高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案	〃	〃
議 発 第 3 号	高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
議 発 第 4 号	若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 5 号	訪問介護事業所への支援を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 6 号	J R 四国のローカル線維持・確保を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 7 号	食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国内農業の基盤強化を図ることを求める意見書議案	否 決	〃